

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第20号

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年寒川町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。